

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構 定款

平成 20 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 6 月 16 日改訂

平成 23 年 9 月 7 日改訂

平成 25 年 6 月 17 日改訂

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構と称し、
英文名を Japan Fashion Week Organization、略称を JFWO と表記する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本推進機構は、我が国の繊維・ファッション産業のさらなる国際競争力の強化、発展を図ることを目的とすると共に、海外に我が国の優れた繊維・ファッションの製品、サービス等の情報を発信し、「東京」を「世界の繊維・ファッション基地」の一つとして確立すると共に、さらには、アジアの中心的なファッション発信拠点とすることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本推進機構は、情熱を共有する国内の繊維・ファッション産業関連分野の製造業者、ファッションデザイナー、流通業者等が有機的に大同連携し、「創」、「匠」、「商」の三者一体を基盤とし、次の事業を行う。

1. ファッション振興事業
2. 人材育成・支援事業
3. コレクション事業
4. テキスタイル事業
5. アパレル事業
6. 情報発信事業
7. 国内各地のファッション事業との連携、協力事業
8. 前各号に掲げられるもののほか、本推進機構の目的を達成するために必要な

事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、インターネット上のウェブサイトに掲載する。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、団体会員、法人会員、個人会員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 会員は、第3条の目的に賛同して入会する繊維産業事業者及び繊維関連産業事業者によって組織された団体及び法人、個人及び当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 当法人の運営にあたり特別な費用を要するときには、社員総会の議決を経て、臨時会費又は特別負担金を徴収することができる。

3 第4条に掲げる事業の実施に関し特別な費用を要するときは、社員総会の議決を経て、当法人の会員及び我が国産業界から広く協賛を仰ぐことができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理由を記した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数の賛成を得て議決した決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に定める会員としての義務を遵守しなかったとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 本人の死亡または失踪
- (3) 解散

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(社員総会の議決事項)

第14条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 一般法人法及び本定款に定める事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 会費等の分担基準及び額並びに徴収方法
- (7) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、本推進機構の運営に関する重要な事項

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開催日の5日前までに全社員に通知するものとする。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 3 第13条第3項(2)の規定により請求があったときは、理事長は、速やかに社員総会を招集しなければならない。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(書面による議決権の行使等)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の社員を代理として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第16条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。
- 4 第1項の手続きは、社員総会の開催ごとに行うものとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第 21 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事（理事長）とする。
 - 3 理事のうち、6人以内を副理事長とし、1人の専務理事を置くことができる。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事は、個人会員又は法人会員・団体会員の役員若しくは従業員の中から社員総会で選任する。ただし、監事のうち1名は当法人の会員以外の者から選任することができる。

- 2 副理事長ならびに専務理事は、理事会において理事の互選により選任する。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任役員の残存期間と同一とする。
- 4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 6 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事、役付理事の職務権限)

第 24 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 2 代表理事を理事長とし、理事長は当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決権はな

い。

(役員の報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

(構成及び議長)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の選定及び解職
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

(開催及び招集)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに全理事に通知するものとする。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 3 第 1 項 (2) の規定により請求があったときは、理事長は、速やかに理事会

を招集しなければならない。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 33 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 協賛金収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金収入
- (5) 寄付金収入
- (6) その他収入

(資産の管理)

第 35 条 当法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 36 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(基金)

第 40 条 当法人の基金の総額は、金 300 万円とする。

2 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

4 基金の返還の手続きについては、返還すべき基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、理事会が決定した方法に従って返還する。

(寄付金)

第 41 条 企業及び団体などからの寄付金の申し出があった場合は、これを受けることができる。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 42 条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、次の事業委員会を設置することができる。

(1) ファッション振興事業委員会

(2) 人材育成・支援事業委員会

(3) コレクション事業委員会

- (4) テキスタイル事業委員会
 - (5) アパレル事業委員会
 - (6) 情報発信事業委員会
- 2 事業委員会は、その目的とする事業について、調査・研究し、事業を実施する。
- 3 事業委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上は本法人の現行定款に相違ない。

平成25年6月17日

東京都渋谷区渋谷三丁目26番16号
一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構
代表理事 三宅正彦